

利用料金について

<四天王寺悲田院児童発達支援センター 放課後等デイサービス>

障害児施設給付費の対象になるサービスと対象外のサービスがあります。

対象サービスについて、保護者の方は受給者証に記載された負担上限額の範囲内において、厚生労働省の定めにより施設が計算した保護者負担額を施設にお支払い頂きます。

上限負担額については、個々の所得によって変わりますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

① 利用日数に応じて負担頂く費用

- 通所支援サービス一部負担金（障害児施設給付費対象）

サービスにかかる費用（厚生労働省告示により定められた額）の 1 割

② その他の費用（障害児施設給付費対象外）

- 食費（長期休み期間において、給食を注文した回数分）
- 利用時の購入物品費（連絡帳 等）
- 活動費（個人で持ち帰る製作物の材料費 クッキングの材料費 等）
- 外出費（買い物や施設以外への外出に関わる費用・入館料・保険料 等）
- 雑費（個人で使用する器具備品の購入費用、文書料、その他の費用 等）